

秋田市告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年6月10日

秋田市長 穂積 志

1 指定

| 事業所名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|----------------------|----------------------------|----------|
| 調剤薬局ツルハドラッグ 秋田手形店 | 秋田市手形字山崎92番地33 | 令和6年5月1日 |
| 通町いわま薬局 | 秋田市大町一丁目2番26号 | 令和6年4月1日 |
| キャッスル調剤薬局 | 秋田市中通一丁目3番5号 キャッスルホテル2F | 令和6年4月1日 |

2 廃止

| 事業所名称 | 廃止年月日 |
|----------|-----------|
| 中央薬局勝平店 | 令和6年4月12日 |
| 矢野薬局 | 令和6年3月31日 |
| 調剤薬局エンゼル | 令和6年3月31日 |